

猪名川町残土処分場への申し込みの方はまずはお電話下さい。(0798-65-0121)

申込み

- 書類のダウンロードしてください。
- 下記記載資料をメール(kamisima@silver.ocn.ne.jp) して下さい。
兵庫県様式(13号・14号)の届出については約10日間程度必要な為、搬入希望日の10日前に提出願います。尚、汚染地域(各市町村公表)は原則、土質分析が必要です。
発生土の工事件名、土の性状を詳細に記載し搬出場所地図の添付も願います。
- 処分費及びカード発行費、事務手数料(10,000円(税別))の合計金額の請求書を発行しますので、請求額を指定口座に振込下さい。
8月より、ICカードは搬入車1台につき1枚/2,000円(税別)が必要となりますが、カード返却時には1,500円(税別)を返金いたします。
ただし、紛失時には返金はありません。
- 協定書原本3点セットを本社又は猪名川町処理場にご持参下さい。
ICカードとダンプ前面掲示用プレートをお渡します。

残土処分

- ICカードとダンプ前面掲示用プレートのご持参で残土受入が開始できます。

清算

- 現場完了毎にゼッケン・ICカードの全枚数返却
- 過払分及びICカード返金分は振込にて清算します(不足分は最終請求いたします)
- 搬入終了後、計量伝票及び月次搬入数量に対する証明書を郵送いたします。

申込み時必要書類チェックリスト

	土砂搬入申請書
	様式第13号 土砂等搬入届
	様式第14号 土砂等採取場所証明書
	車検証
	現場地図

《排出搬入事業者》 土砂等埋立及び搬入協定書の内容を遵守し、残土の排出を行うことを誓約します。

郵便番号・ (法人にあつては主たる

住所 事務所の所在地)

TEL

FAX

氏名 (法人にあつては名称

及び代表者の氏名)

印

悪天候等による処分場の休場時の緊急連絡先・氏名 () 携帯電話 ()

《受入事業者》 土砂等埋立及び搬入協定書の内容を遵守し、残土の受入を行うことを誓約します。

(受入場所)

兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16-1

猪名川町残土処分場

(取扱店)

株式会社神島組

兵庫県西宮市甲風園3-9-5

TEL0798-65-0121/FAX0978-64-1838

(管理者) 〒666-0200

兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16-1

株式会社あいぐる

代表取締役 神島 昭男 印

TEL/FAX 072-768-2720

土砂搬入申請書

みだしのことについて、下記設計により貴社「特定事業」埋立地への受入を「土砂採取場所証明書」を添付して依頼します。

記

工事種別	公共(県・市・町・その他)・民間	元請・下請
元請業者		
事業・工事名称		
工事場所・土砂採取場所		
土砂等性状・土地利用状況	(性状)	(利用状況)
搬入期間	年 月 日～	年 月 日
土砂・搬入数量		m ³ ・ton
監督員	(氏名)	(TEL)
施工者	(所在地)	
	(社名)	(担当者)

様式第13号 (第20条関係)

土 砂 等 搬 入 届

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

川辺郡猪名川町木津字奥山16番1

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

株式会社あいぐる 代表取締役神島昭男

電話 (072) 768 - 2720 番

許可年月日及び許可番号		平成 29年 7月 4日 第 兵庫県指令神北 (県) (29)第6-64-004 号	
特定事業の事業区域の所在地		兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16番1 外2筆	
搬入する土砂等の量及びその期間		年 月 日から 年 月 日まで ^{m³}	
特定事業 に使用さ れる土砂 等の採取 場所	所在地		
	現在及び過去 の土地の利用 状況	利用状況	時 期
	地下水の汚染 の有無	有 (物質名)・ 無	
備 考			

土砂等採取場所証明書

令和 年 月 日

証明者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

採取された土砂等について、次のとおり証明します。

採取場所の所在地	
土砂等の性状	
引 渡 先	猪名川町残土処分場 欄あいぐる
引渡しに係る土砂等の量	m ³
引 渡 し の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
引 渡 し の 原 因	売却 ・ 処分の委託 ・ その他 ()
備 考	

土砂等埋立及び搬入協定書

(株)あいぐるは、「産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」第23条に基づき、「猪名川町残土処分場」の許可を継承し県民の生活環境の保全及び安全を確保する事を目的とし、環境汚染の防止の為、建設土砂の適性且つ安定した埋立処理を行います。

条例に基づき土壌安全基準に適合しない土砂等の搬入を防止する為、調査・報告が義務付けられております。従いまして下記要領で行う調査に対し事実と条例に沿った施工に関する協定を取り交わします。

記

【許可内容】	
該当条例	産業廃棄物等の不適切な処理の防止に関する条例（土砂受け入れの特定事業）
特定事業の期間	平成21年6月15日～令和4年3月31日
許可番号	兵庫県指令神北(県)(29)第6-64-004号
特定事業者	兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16-1 (株)あいぐる 代表取締役 神島昭男

【調査内容】	
土砂等搬入届	様式第13号(第20条関係)※主に土壌汚染に関する調査・報告
土砂等採取場所証明書	様式第14号(第20条関係)※主に工事内容に関する調査・報告

【搬入できる土砂等】	
阪神間に建設土砂び発生源を有する地方公共団体及び建設事業者が公共・民間事業等の現場で排出される土壌安全基準に適合した砂質残土及び石（直径30cmまで）。砂質残土と石は別トラックにて搬入すること。（受入可能な土砂等）	
・産業廃棄物・ゴミ・木片・木くず・草木・ガラ類（コンクリート・アスファルト）等混入していないもの	
・粘土質・シルト分・水分を含まないもの	
・化学物質等その他汚染廃棄物（水素イオン濃度＝PH濃度6.0～8.0以内）が混入していないもの	
・土壌安全基準に適合する土砂又は石、本協定を取り交わした工事の土砂又は石	
※上記の土砂以外のものを搬入した場合、受入をお断りし、以後搬入禁止と致します。	
※必要に応じ土質調査を求めます。	

【営業日・休業日】	
営業日	月曜日～土曜日
営業受入時間	午前8:00～12:00（昼食時間）13:00～17:00（雨天時中止する場合があります）
休業日	日曜日・祝日・盆休日(8/11～8/15)・年末年始（12/29～1/4）・その他臨時休業日（別途掲示）

【検収】
トラックスケールによる計量。但し、計量は搬入車両1台毎とする。
搬入積荷の検査、及び数量報告（官庁へ）の為、検収場での確認を致します。
尚、過積載は受入れできません。

【費用】 (改 R2.8)1

前金制となります。残土処分場での現金取引・小切手又は掛売は致しません。

- ・初回ICカード発行費2,000円(税別)/1台 ※1,500円(税別)は、カード返却時に返金致します。
- ・処分費
砂質土1t当たり 円（税別） 石1t当たり 円（税別）
その他（ ）1t当たり 円(税別)
- ・別途事務手数料10,000円（税別）

- 【その他条件】
- ・必要事項を当社様式「土砂搬入申請書」及び「土砂等採取場所証明書」（様式第14号第20条関係）に記載しその内容が事実でなかった場合・遵守しなかった場合、その責任の全てを排出搬入業者が負うこととする。
- ・排出搬入業者は道路交通法、安全衛生法その他諸法令を遵守すること。遵守しなかった場合、すべての責任を排出搬入業者が負うものとし、受入特定事業者に迷惑をかけないものとする。
- ・排出業者が、反社会的勢力である場合又は、密接な関係がある場合には、催告することなく本協定を解除できるものとする。
- ・本費用は今後変更する可能性があります。尚、変更する場合は別途お知らせするものとします。

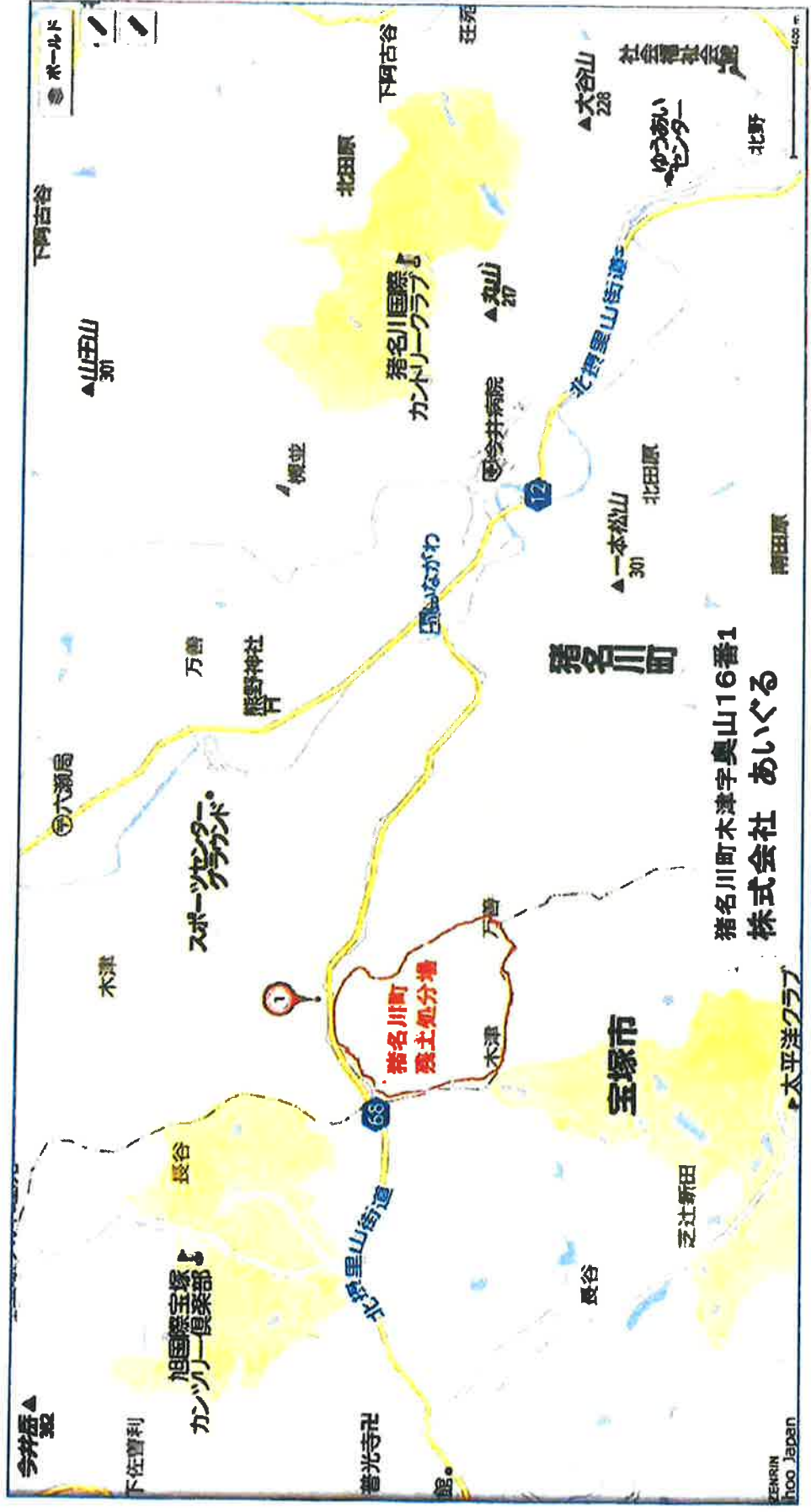
- 【受入手順について】
- （排出搬入業者）
- ・資料のご提出
「土砂等埋立及び搬入協定書」「土砂等搬入届」「土砂等採取場所証明書」
搬入車の「車検証」（写）全搬入車両分・採取場所の所在地地図
- ・処分費用の振込 ※請求書にて処分費は別途案内
- 委託管理者 株式会社あいぐる 代表取締役 神島昭男
- 振込口座 三井住友銀行 西宮支店 普通 8773938 口座名義 カ) アイグル
- ↓
- （取扱店 (株)神島組）
- ・ICカード・ゼッケンの発行
- お渡し方法は、手渡しかご郵送となります。（原則手渡しです。）
- 手渡し・・・交付場所は(株)神島組 西宮市甲風園3丁目9番5号 0798-65-0122
猪名川残土処分場 猪名川町木津字奥山16-1 072-768-2720
- 郵送・・・書留料金を申し受けます。

(株)神島組へ
搬入希望日の10日前
までに提出お願い
します。

書類のご提出と
入金確認後に
カード・ゼッケン
発行致します。

- ↓
- （排出搬入業者）
- ・ゼッケンの掲示、及び、ICカードを持参し、残土処分場へお越しく下さい。
- ※運搬車両を変更する場合は速やかに車検証をご提出ください。
- (変更報告がなく、お越しいただいた場合は受入不可となります。)
- また、搬入途中で車検を受けられた場合は、更新後の車検証をご提出ください。

- ↓
- （排出搬入業者）
- 搬入完了時には、搬入業者様より申し出のうえ、ICカード、ゼッケンを返却ください。
- （取扱店 (株)神島組）
- 清算金とカード料金(1500円(税別))を振込にて返金（振込手数料は弊社負担）、証明書を発行致します。
- ※ICカード紛失時には返金できません。また、保管状態等により、料金を返金できない場合がございます。



猪名川町木津字奥山16番1
株式会社 あいぐる

ポールド

下阿古谷

▲山田山
301

北田原

猪名川国際センター
カンパニークラブ

▲奥山
217

▲大谷山
228

社会福祉会

北野

▲一本松山
301

北田原

南田原

猪名川

⑥六湖局

スポーツセンター

1

猪名川町
残土処分場

宝塚市

太平洋クラブ

▲今井岳
302

下佐賀利

旭国際宝塚
カンパニー倶楽部

普光寺

館

長谷

芝辻新田

ZENRIN
Ihoo Japan

土砂等採取場所証明書

令和 年 月 日
空白

兵庫県知事 様
土砂等搬入届
令和 年 月 日
空白

証明者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
川辺郡猪名川町木津字奥山16番1

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
株式会社あいぐる 代表取締役 神島 昭男

元請会社様
記入欄と別紙

電話 (072) 768 - 2720 番

電話 () 番

印鑑

採取された土砂等について、次のとおり証明します。

許可年月日及び許可番号	平成 29年 7月 4日
特定事業の事業区域の所在地	第 兵庫県指令神北 (県) (29) 第6-64-004 号 兵庫県川辺郡猪名川町木津字奥山16番1 外2筆
搬入する土砂等の量及びその期間	期(内) 年 月 日から 年 月 日まで m ³ 採入量
特定事業に使用される土砂等の採取場所	所在地
	現在及び過去の土地の利用状況
地下水の汚染の有無	有 (物質名) . 無
	備考

採取場所の所在地	工事名及び工事場所住所
土砂等の性状	砂、等
引渡先	猪名川町舞土処分場 備あいぐる
引渡しに係る土砂等の量	期(内) 年 月 日から 年 月 日まで 採入量 m ³
引渡しの期間	期(内) 年 月 日から 年 月 日まで
引渡しの原因	売却・処分委託・その他 ()
備考	

ご契約者の皆様へ（ご案内）

※ICカードは直射日光の当たらないところで保管ください。

この度は、猪名川町残土処分場にて、ご契約頂きましてありがとうございます。

○同封しております自動車一覧にて、工事名元請名等、お間違えがないか念のためご確認ください。

○お申込み内容と異なり、土の状態が悪い（粘性土等）場合、お断りするか、別途料金（土砂改良費用）を頂戴いたします。

○初回搬入の際には、搬入予定日を、(株)神島組0798-65-0122までお知らせ下さい。

○天候により、処分場が閉鎖になる場合があります。ご不安な場合は、上記もしくは、神島090-1969-5901(時間外・6:00~可)までお問い合わせ下さい。

○残土処分場にお越しの際には、ゼッケンをトラックフロントに載せ、ICカードを必ず携帯願います。残土処分場では、重量計にて、重さを計り、計量書（資料1）を発行いたします。（紛失時再発行不可）システム処理を行っておりますため、下記事由による書換含め、一切不可能となります。ご留意下さい。

※※過積載によるもの。

※※ご契約現場が複数あり、1台につき、ICカードを複数枚お持ちのトラックが、誤ったICカードを受付に提出し、他方の現場分で検量書を発行してしまっただけの場合

資料1

1. 銘柄・・・残土等 2. 業者・・・元請業者様 3. 行先・・・現場名 4.・・・ご契約者様

○残土搬入が完了すれば、終了した旨、ご連絡お願います。（ICカードとゼッケンの枚数確認、返却をお願いします。）

→清算手続完了後、証明書等郵送いたします。（お急ぎの場合、上記物件のお預かりと証明書のお渡しを(株)神島組にて行うことも可能です。事前連絡要）

尚、毎月の残土受入の集計業務等は、取扱店である(株)神島組にて行っておりますので、追加契約や、その他不明点等ありましたら

(株)神島組0798-65-0122までお願いたします。（猪名川処分場ではお答え出来かねます。）

株式会社あいぐる

代表取締役神島昭男

注意：ICカードは、払込み金額までは自由に土砂の持込が可能なカードです。お客様にて、貴重品として保管願います。（担当 神島・糸川）



1. 銘柄	
2. 業者	
3. 行先	
4.	
5. 銘柄	
6. 重量	
7. 計量	

猪名川残土処分場

株式会社あいぐる

TEL. 072-768-2124